横浜国立大学国語教育研究会誌『横浜国大国語教育研究』編集規程

（平成 27 年 10 月 1 日制定）

第１条　この規程は、横浜国立大学国語教育研究会（以下、研究会と言う）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　研究会の研究発表誌『横浜国大国語教育研究』（以下、会誌）は、毎年度に１号を編集し、その電子版を横浜国立大学学術情報リポジトリに公表する。

第３条　会誌へ寄稿する資格を有する者は、以下のとおりとする。

(1) 横浜国大国語教育研究会会員
(2) 東京学芸大学連合学校教育学研究科学校教育学専攻言語文化系教育講座に所属する学生
(3) 横浜国立大学大学院教育研究科教育実践専攻教育デザインコース国語領域に所属す学生
(4) 横浜国立大学教育人間科学部国語・日本語教育講座教員
(5) 研究会長が認めた者

第４条　会誌への寄稿を行う者は、提出する論文について以下の点を確認しなければならない。投稿された論考に関する法的・倫理的な責任は寄稿者に帰属する。

(1) 学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであること。
(2) 内容が他の学術著作物（学術誌・書籍等）において未発表のものであること。
(3) 研究の手続きおよび内容、研究の公表の仕方において、研究者倫理に基づく行動が行われていること。
(4) 内容が著作権法、個人情報保護法および関係法令等に抵触しないこと。

第５条　会誌に掲載される論考は次の(1)から(6)のいずれかに当てはまるものでなければならない。

(1) 論文　学術論文に相応しい内容と形式を備えた未発表の研究成果
(2) 研究ノート　研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果
(3) 実践報告　新たな着想に基づく教育実践の成果に関する報告および提案
(4) 資料　理論的又は実証的な研究および教育実践に資することが期待される資料
(5) 書評　新たに発表された内外の著書・論文の紹介であって未発表のもの
(6) エッセイ　内外のさまざまな教育事象に関する思索をまとめた試論
(7) 学位論文報告　博士論文、修士論文および卒業論文に関する報告
(8) その他　その他、研究会長が寄稿を認めたもの

第６条　会誌の編集は前条までに規程された事項を除く他、次の各号に従って行わなければならない。

第１項　必要に応じて、第２号を発行することができる。その場合、片方の号についてはテーマを決めて、特集号とすることができる。

第２項　論文の体裁は可能な限り統一する。

附則

本規程は、研究会誌第 41 号から適応するものとする。